

お知らせ

若年者専修学校等技能習得資金貸与制度



経済的な理由による就学困難者へ資金を貸与します

問 学校教育課 教務係 ☎ 65・1149

経済的な理由により、専修学校や各種学校（県が指定する学校）での就学が困難な方は、「就学資金等の貸与制度」を利用することができます。

【対象】次の①、②をすべて満たす方

- ① 令和8年3月に中学・高校を卒業した人
- または令和7年度に高校を中退した人
- ② 以下のいずれかの収入基準に該当する方
 - ・生活保護法に基づく保護を受けている世帯
 - ・市町村民税が非課税とされている世帯
 - ・市町村民税が減免されている世帯
 - ・世帯の収入が生活保護基準額の1.5倍以下の世帯

【申込期間】4月1日(水)～4月30日(木)
【貸付金額】

- ・入学支度金：10万円
- ・就学資金（月額）専修課程：5万3千円
- その他課程：3万円

※その他詳細につきましては、お問合せください。

お知らせ

令和8年度分 就学援助申請



児童・生徒の就学援助制度 お気軽にご相談ください

問 学校教育課 教務係 ☎ 65・1149

小・中学校に在学中または入学予定の児童・生徒がいる家庭で、経済的な理由により学用品費や給食費等の納入が困難な方は、「就学援助制度」を利用することができます。

度」を利用することができます。

【持参品】

- ① 世帯全員分のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード
- ② 申請者の身分証明書（運転免許証など）

【申込期間】2月9日(月)～4月30日(木)

※【入学準備金の4月支給を希望する方について】

希望者については、入学準備金に限り4月に受給することができます。ただし、前記の持参物のほかに次の書類が必要となります。

- ③ 口座振替依頼書
- ④ 振込用通帳
- ⑤ 前年に収入のあつた世帯全員の源泉徴収票
- または、確定申告の写し

【注意点】
期日を過ぎての申請の場合、支給開始時期が遅くなるほか、一部の就学援助費を受けることができない場合があります。

入学準備金については口座振込、学用品費および給食費の支給は学校委任となります。

お知らせ



業務時間内の来庁が困難な方へ

マイナンバーカードの時間外申請・受取について

問 住民課 住民年金係 ☎ 65・3301

業務時間に加え、下記表のとおりマイナンバーカードの時間外申請および受取の手続きを行います。ぜひご利用ください。なお、お越しの際は、免許証などの本人確認書類をご持参ください。

※ご高齢の方、障害のある方、入院・入所・自宅療養中の方など、役場への来庁が困難な場合は、住民課までご連絡ください。

	受付日	受付時間
2月	(木曜日) 5日、12日、19日、26日	20時00分まで
	(土曜日) 14日	11時30分まで
3月	(木曜日) 5日、12日、19日、26日	20時00分まで
	(土曜日) 28日	11時30分まで

